

第五十八回国会  
衆議院

# 科学技術振興対策特別委員会議録 第十号

昭和四十三年四月十五日(月曜日)

午後零時五十三分開議

出席委員

委員長 沖本 泰幸君

理事 小宮山重四郎君

理事 齋藤 憲三君

理事 石川 次夫君

理事 岡本 茂君

理事 渡辺美智雄君

理事 三木 喜夫君

出席政府委員

國務大臣

科学技術庁長官

科学技術政務次官

科学技術庁長官

科学技術庁研究調整局長

委員外の出席者

文部省大学学術局学術課長

須田 八郎君

四月十五日

委員佐々木良作君辞任につき、その補欠として

門司亮君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員門司亮君辞任につき、その補欠として佐々

木良作君が議長の指名で委員に選任された。

四月十三日

宇宙開発委員会設置法案(内閣提出第六〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

宇宙開発委員会設置法案(内閣提出第六〇号)

○沖本委員長 これより会議を開きます。

去る四月十三日日本委員会に付託されました宇宙

開発委員会設置法案を議題といたします。

(目的及び設置)

第一条 宇宙の開発に関する国の施策の総合的か

つ計画的な推進に資するため、総理府に宇宙開

発委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項につ

て企画し、審議し、その決定に基づき内閣総理

大臣に対して意見を述べ、

一 宇宙開発に関する重要な政策に関するこ

と。

二 関係行政機関の宇宙開発に関する事務の総

合調整のうち重要なものに関すること。

三 関係行政機関の宇宙開発に関する経費の見

積りに関すること。

四 宇宙開発に関する研究者及び技術者の養成

訓練(大学における教授研究に係るものを除

く)の大綱に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、宇宙開発に関

する重要事項に関すること。

二 前項において「宇宙開発」とは、次の各号に

掲げるものをいう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット

(以下「人工衛星等」という。)の開発(これ

に必要な研究を含む。以下同じ。)並びにこれ

に必要な施設及び設備の開発

二 人工衛星等の打上げ及び追跡に必要な方

法、施設及び設備の開発並びに人工衛星の打

上げ及び追跡

(意見の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、委員会から前条第一項

の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(資料提出の要求等)

第四条 委員会は、その所掌事務を行なうため必

要があると認めるときは、関係行政機関の長に

対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必

要な協力を求めることができる。

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて

組織する。

(委員長)

第六条 委員長は、科学技術庁長官たる國務大臣

をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその

指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第七条 委員は、宇宙の開発に関しすぐれた識見

を有する者のうちから、内閣の承認を経て、内

閣総理大臣が任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となるこ

とができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で

復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることが出来る。

5 委員は、非常勤の特別職とする。

6 委員は、第二項各号の一に該当するに至った

場合においては、その職を失うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職

務の執行ができなると認める場合又は委員に職

務上の義務違反その他委員たるに適しない行為

があると認める場合においては、内閣の承認を

経て、これを罷免することができる。

(会議)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席

がなければ、会議を開き、議決をすることがで

きない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決

し、可否同数のときは、委員長の決するところ

による。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規

定の適用については、第六条第三項に規定する

委員は、委員長とみなす。

(委員の服務)

第九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を

漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の

役員となり、又は積極的に政治運動をしてはな

らない。

(参与及び専門委員)

第十条 委員会に、重要な会務につき意見を述べ

させるため、参与を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査審議させるた

め、専門委員を置くことができる。

3 参与及び専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、科学技術庁研究調整

局において総括し、及び処理する。ただし、関

係行政機関(科学技術庁を除く。)の所掌に属す

る事項に係るものについては、科学技術庁研究

調整局及び当該関係行政機関の担当部局にお

て共同して処理する。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第七條第三項の規定にかかわらず、内閣總理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、他の二人については三年とする。

(總理府設置法の一部改正)

3 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中宇宙開発審議会の項を次のように改める。

|                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 宇宙開発委員会                    | 宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第 号) |
| 規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。 |                         |

(科学技術庁設置法の一部改正)

4 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第一号の次に次の一号を加え、同條第二号中「前号」を「第一号」に改める。

一の二 宇宙の開発に係る科学技術に關する基本的な政策の企画、立案及び推進に關すること。

(国家公務員法の一部改正)

5 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 宇宙開発委員会の委員

(特別職の職員に關する法律の一部改正)

6 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二十八号を次のように改める。

二十八 宇宙開発委員会委員

理由

宇宙の開発の重要性にかんがみ、宇宙の開発に關する国の政策的総合的かつ計画的な推進に資するため、總理府に宇宙開発委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○沖本委員長 ます、提案理由の説明を聴取いたします。鍋島國務大臣。

○鍋島國務大臣 宇宙開発委員会設置法案につきまして、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

宇宙開発は、宇宙通信等の実用面への利用が大きい期待されているだけでなく、関連する広範な科学技術諸分野の水準を向上させ、新技術の開発を画期的に推進する原動力となるものであります。宇宙開発のこの重要性に着目し、諸外国におきましては、つとに開発体制を整備し、具体的な開発目標を掲げ、国家的な事業としてその積極的な推進をはかっております。一方、わが国の宇宙開発も、関係行政機関においてそれぞれに進められてまいりましたが、宇宙開発は、その性格上、多額の経費を要するものであり、また限られた人材を有効に活用する必要があるだけに、わが国が本格的な宇宙開発に乗り出そうとしている今日、これを特に総合的計画的に推進することが急務となっております。

このようないかなる情勢にかんがみ、内閣總理大臣から宇宙開発審議会に對し、わが国の宇宙開発に關する長期計画及び体制の大綱について諮問いたしましたところ、昨年末同審議会から、宇宙開発の体制については、国として統一ある構想のもとに基本的な計画等を審議、決定し、それが国の最高方針として十分尊重されるような委員会を設けることが必要である旨の答申を受けました。

このたびは宇宙開発委員会を設置することとし、この法律案を提出したのは、以上の趣旨に基づくものであります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、宇宙開発に關する国の政策的総合的かつ計画的な推進に資するため、總理府に宇宙開発委員会を置くものといたしております。

第二に、この委員会の所掌事務は、宇宙開発に關する重要な政策、関係行政機関の事務の総合調整のうち重要なもの、関係行政機関の経費の見積り、研究者及び技術者の養成訓練その他宇宙開発に關する重要事項について企画し、審議し、その決定に基づき内閣總理大臣に對して意見を述べることであり、また、内閣總理大臣は、委員から意見を受けたときは、これを尊重しなればならないものといたしております。

第三に、この委員会は、委員長及び委員四人をもって組織することとしております。委員長は、科学技術庁長官たる國務大臣をもって充てるものとす、委員は、宇宙開発に關しすぐれた識見を有する者のうちから、内閣の承認を経て、内閣總理大臣が任命し、非常勤の特別職とするものといたしております。

第四に、委員会の職務は、科学技術庁研究調整局において總括処理するものとし、関係行政機関の所掌に属するものについては、その行政機関と共同して処理するものといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○沖本委員長 以上で提案理由の説明聴取は終わりました。

○沖本委員長 これより質疑に入ります。

申し出がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 大臣が参議院の予算委員会の合間を見てこちらへおいでいただいたておりますので、時間がそらないと思ひます。そこで、この宇宙開発委員会設置法案の背景についてだけ二つほど質問しておきたいと思ひます。また、水曜日には皆さんの御努力で總理においでいただいたて、總理に質問することもありますから、その前段ともなるかと思ひますので、ぜひお聞きしておきたいと思ひます。

そこで、幸い、宇宙開発につきましては、委員会が設置されるということになりますと、緒についた、こういふうちにわれわれも解釈いたしました、これはいいことだと思つております。しかしながら、この中身は、いろいろ非公式に検討してみますと、問題があるわけであり、長い間、宇宙開発については、日本としては一つのかじのないう方向だった、こういふふうにいわれておたわけですが、今回この宇宙開発委員会設置、こういふ問題が実現化する機会に、宇宙開発の位置づけというものを大臣はどういふふうに考えておられるか、これは私は一番大きなポイントになる問題だと思ひますので、この際ぜひお聞きしておきたいと思ひます。

○鍋島國務大臣 宇宙開発のわが国における位置づけと申しますが、国の大きな仕事として今日科学技術がなければ、とうていこれは社会の進歩なり生活の向上が有り得ないわけでございます。御承知のとおり、各国ともいろいろな科学技術の振興をはかっている中におきまして、ビッグサイエンスとして特に重視されておりますのは、あるいは原子力の平和利用あるいは宇宙開発といわれる新しい分野におけるものでございまして、これらの中には、単なる民間だけで、あるいは小さな資金のみで行なわれるものじゃなくて、やはり国の大きな力をもって国民の総力をあげて開発に進んでこそ、初めてその成果があるものであらうと思ひます。そのような意味におきまして、わが国における宇宙開発の命題も、将来における通信、航行あるいは気象その他国民生活に密

接な関係があり、日本の社会開発の大きな重要な項目をなすわけでございますので、日本における原子力の平和利用と並んだ、あるいはそれに類するものとして海洋開発等もございまして、少くとも最も大切な開発の一つの課題であるというふうに考えます。

○三木(喜)委員　そこで大臣、この宇宙開発は、原子力開発それから海洋開発、こういうものと並んで国の大きな一つのナショナルプロジェクトである、こういうところを方をしておられるわけですね。しかし、このナショナルプロジェクトを進めていく上は何を目標にすべきか、これをはつきりとここにわれわれとして腹をきめなければいかぬと思うのです。今回の委員会設置法を見ますと、私たちは率直な言い分をしますと、これは単に産業界を振興する、こういうような感じがしてしかたがないわけでありまして、ナショナルプロジェクトとしての大臣のところが方ならば、一体この宇宙開発によって日本の国の何をねらうべきかというものをもう少し明示していただきたいと思うのです。それがなければ、あとの質疑が出てこないわけです。ただビッグサイエンスをどうしてもわれわれとしてやっていきたい、取り組んでいきたい、それは文化の発展あるいは経済の発展、技術の発展に役立つんだ、これだけでは宇宙開発の位置づけがはつきりしないと思うのです。そこでお聞きしておるわけですが、ひとつその点をお聞かせいただきたいと思います。

○鍋島国務大臣　当然ナショナルプロジェクトとしてこれをとらえ、それを強力に国として推進していきまします場合におきましては、その終局の目的とするところは国の繁栄であり、しかも、それが当然国民生活の向上、そして豊かな生活を国民の各位とともに進めていく大きな目的がある。いわゆる社会の向上あるいは国民生活の向上、ひいては国民個々の繁栄から国の繁栄に至る平和的な繁栄——あくまでこれは平和でございまして、そういった面を重点に進めていかれるべきものだと考えます。

○三木(喜)委員　事務当局からも、補足的な説明があればやっていた方がいいと思います。

○梅澤政府委員　ただいま大臣が御答弁されたわけでございしますが、私たちも、実際、いま大臣がおっしゃったとおりでございまして、

具体的に申し上げますと、その間で、いま、宇宙開発の問題でどういふところが国民生活に一番反映するかということが具体的にわかつている点を、まず取り上げるべきではないかという考え方、現在やっております。したがって、現在通信衛星その他が国の国民生活に最も大事な点というものを重点的にはかつていくというところを十分解明するのが一番大切なことじゃないかという考え方で進めております。

○三木(喜)委員　大臣、ちょっとそれではこの委員会設置法というものがぼけてくると思うのです。私も宇宙開発審議会の答申は何回も読んでみたんです。三十五年から行なわれておりますね。答申をいろいろ読んでみた。三十五年の十月に諮問第二号は答申されておるわけですね。それから一号については二年おくれで三十七年の五月に出されたわけですね。こういうような審議会の答申をそれぞれ読んでみたわけですが、われわれは当面資料もないし予算も少ないのです。が、宇宙開発によって一体何をねらうか。以前の委員会での丸屋であるか実用衛星であるかという論議が非常にかわされた。新聞もこれについてたいへんに論議を戦わしたことがあるわけですね。どうもこれを読んだとしますと、国威の発揚というふうなこともあるようだし、それから、そうではない、これを契機にして宇宙の研究をしかりやりたいのだというふうな目的もあるようだし、その辺がさだかでない。この際、宇宙開発基本法なんかの問題はきょうは触れませんが、幸いにこの緒についた機会に、宇宙開発の位置づけを担当大臣としてはしかり腹に持っておいていただき、われわれにわかるように言っているではないと、ぼつとした効用だけを述べておるのでは、これは三十五年ごろの宇宙開発審議会の

いつておることと同じことを言ったことになつて、大臣のお考えが後退したのかと思わざるを得ないわけですね。幸いに四十三年の科学技術庁の長官としてさうそうとデビニューされた若手の大臣の抱負としては、三十五年に逆戻りするのではなくて、新しい一つのビジョンと、それから国民に対する意欲、青少年に対する意欲をこの宇宙開発によって与えるくらしいの位置づけをしていただきたい。私は思つて、おそろくそれを考えておられるだろうと思つて前もって質問の要綱も出しておいで、ごらんになる時間はなかつたかもしれませんが、けれども、そうして大臣に元気のいいところをやってもらいたい、また意欲のあるところを言ってもらいたい、こう思つたわけですが、いままの答ではちよつと満足いきないですね。

○鍋島国務大臣　率直に申し上げますが、先ほど大局論的には申し上げましたが、さらに進めてまいりますれば、あくまで平和利用に徹すること、しかも、日本の憲法に従つて、決して軍事利用といたつたようなことの疑いを受けないように、逸脱しないようにこれを進めていくこと、それを具体的に申し上げます、いま局長も申し上げましたように、日本の国民生活の向上なり繁栄に資する平和利用でございまして、さしあたりは通信あるいは航行あるいは気象といったような衛星を打ち上げることによつて、その恩恵を国民に与えていくという点が必要であらうと思ひます。

なお、その開発の方法につきましては、あくまで日本において自主的な開発を目的にしまして、ただ諸外国から協力を受けて、それに日の丸だけをつけて打ち上げるといふことがない自主開発をもつて進めていく。ただ問題は、そのほかに、御承知のインテルサットの仮条約、本条約の調印が目下迫つておりますから、それに対して、各国に對してやはり日本の自主開発が十分発言権を持ち得るようになつていくという点に重点を置かなければならぬと考えております。

○三木(喜)委員　この委員会設置法の中身を見ま

すと、宇宙科学の研究ということ、それから実用衛星ということ、こういうものを並列して考えたときには、打ち上げるところのロケットと人工衛星になる本体を開発する、そして利用の面もその中に含まれておる、こういう説明はありますけれども、この委員会法というものをよく見てみますと、どうやらそうしたものを考えるだけではない、問題は、ソ連の人工衛星が上がつてから今日までより十一年になるのですが、昨年は、三億数千万キロメートルも飛んであの金星にロケットを軟着陸させるというように、ソ連なりアメリカの宇宙開発の技術、こういうものがものすごく進んできたわけですね。その中において、わが国はそれに負けまいとする日の丸衛星的な考え方も一つあると思うのです。しかしながら、これだけ見てみますと、宇宙科学の研究と実用衛星というものが日本としてはどうやら目標のようにも思へるのです。そういう点を明確にわれわれは把握しなければ、何もかも追いついて——それは、ソ連のように軍事力を背景にし、アメリカのように軍事力を背景にして宇宙開発が進歩した国と日本は同じように言えないと思うのです。それらの国が目標としたようなことをもう一ぺんあぶり出しにかけたような、複写したような答弁をしており、あるいは解釈をしておつては、宇宙開発はやれないと思ひます。それだけの金もありませんし、もう期間はおくれれているのです。大臣のお答えの中に一つ出たことは、自主開発、平和目的と、その目的は、いまおっしゃつておられましたが、一体どれなのかという位置づけをしかりしてもらいたいと思ひます。審議会もすいぶんいろいろな答申を出しております。しかしながら、答申を受けたのは政府、それから総理大臣ですから、どう対処するか。それは委員会をつくつて、委員会に考えてもらふというのでは、三十五年から審議会をつくつてやつておることが全部わたになつてしまふ、空文にひとしくなつてしまふから、それでこの機会にひとつ、さうそうとデビニューされた若手の

ホープの大臣から若々しい意見を聞きたいと思っておるのですけれども、ちょっとそれが聞けないので残念なんです……。

○鍋島国務大臣 重ねて御答弁申し上げます。

現在、日本におきましての急務は、やはり国民生活につながる実用衛星だと思ひます。したがって、先ほど申し上げたように、通信とか、あるいは航行とか、気象とかいう、直接つながる衛星に重点を置き、それをやっていくべきでございまして、将来においても、また日本のいまの国力から、月の世界、金星の世界等はまだまだといていけません。したがって、これは別途の問題として今後に取り扱ひまして、現実の問題としては、いま申し上げたような実用衛星を打ち上げることに重点を置き、また、それに専念するというのが今日では必要であらうと考えております。

○三木(喜)委員 大臣もお昼ごはんを上げられなければならぬと思ひますので、ちょっと不満足な点もありますけれども、次にいきいたいと思ひます。

○石川委員 関連して。いまの大臣の御説明ですけれども、一応先導技術としての人工衛星の発射ということの意義というものはわかります。非常にコンパクトなものでなければならぬということ、いろいろな技術、そして先導的な役割りを果たす、抽象的には国民の福祉のためにこれを役立たせたい、あるいはまた、人工衛星を実用的といひますか、とにかく飛ばしたいという点に重点を置くのだというところはわかるのですけれども、率直に言ひまして、それだけで一体いいのだろうかという感じがするのです。実は、私も宇宙開発のこととはしるうとで全然わかりません。わかりませんけれども、こういう法案が出た以上は、しるうとなりに何かわからなければならぬという事で、一、二冊本を読んだのですが、読めば読むほどわからなくなるのがこの宇宙の科学だと思ひます。しかしながら、わからない中で私がほんとうに感じましたのは、地球とか宇宙とかいう

ものはわからない点があまにも多過ぎるということなんです。地球の寿命だつて、これから科学が発達すれば、推測することも可能だと思ひますが、実をいいますと、簡単にことばだけを並べても、太陽の紫外線の状態とか、地磁気との関係はどうかとか、宇宙線、エックス線、デリッジャー現象、これは最近わかつたことですが、パンアレン帯というのが発見された。空気の密度といふのも、今度一号、二号のスプートニクが出たのとはたいへんな違いが出た。ロケットで出た数字よりは十倍くらい空気の密度が濃い、あるいは電離層も変わつていふようなことが、今度のスプートニクあるいはそれに関連する人工衛星を飛ばすことによつて、いろいろと新しい分野が開発され、発見されつゝあるわけです。そういうような空気の密度の關係とか電離層の關係、これはスプートニクから電波を送らせ、受ける場所が違へば両方で同時にはかれは電離層の状態といふものも大体わかるし、刻々変化する状況といふものもとらえることができるというよりなことでも、未知の分野がいろいろあるのを通じてだんだん解明されるというところに一つの目的があるのではないか。それを忘れて、まず飛ばすのだというよりなことでは、目標が狭過ぎるというか、あまりにも短見過ぎるのではないかという感じがしてしるうがない。と同時に、実用といつても、とにかくロケットを飛ばすということに重点を置くのだという気持ちからいひますと、何か科学的なそういう未知の分野のほんとうのプロジェクトというものは、まず基礎から始めなければならぬというので、地球の、あるいは宇宙の秘密、未開拓の分野といふものを開発し、発見していくよりも、まず何かロケットの開発ということだけに重点を置くのだといふことにつながらる危険が多いのではないかとと思ひます。

これは、またあとで私も質問しようと思ひたのでありますが、実は人工衛星といふのは、いろいろな定義がありますが、一つの見方としては、これは地球上の一点から他の地点に達する遠距離のロケットと原理的に何ら変わらない。ICBMと何ら変わるところはない。というのは、地上三百キロくらいのところを誘導装置の方向を一回だけ変える。人工衛星になると、もっと高度な誘導装置が必要になつてくる、こういうことからいへば、ICBMよりもっとむずかしい技術が必要だ。何かこのロケットを飛ばすといふことだけに重点を置くのだといふことで目的を限定しますと、何のための宇宙開発なんだ、単に国威宣揚あるいは考へ方によつては軍事利用といふことと結びついた考へ方じゃないかといふふりにとられてもしかたがないのじゃないかといふ感じがしてならないのであります。そういうことで、私はこの宇宙開発をするという目的は、ただ単にロケットを飛ばして国威を宣揚するのだ、あるいは軍事利用と非常に密接な關係がありそうだし、どこで力を入れるのではないに、何のために、どういふ目的で宇宙開発をするのだという基本的な姿勢をまずしつかりさせないと、単なる実用、実用といつても——これはやはり基本的なそういう未開拓な分野をいろいろ研究しなければならぬと、それからところから出発しなければならぬ。その基本に立ち戻らなければ、何のために宇宙開発をやるかわからぬといふことになりかねない。そういうことを忘れて、単に目の前の、ロケットを飛ばすといふことに結びつけて、国民の福祉に關係があるのだといふことだけでは、どうも目的というものはあいまいだといふふりにしかわれわれにとっては考えられないと思ひます。この点をひとつしつかりきめてもらいたいと思ひます。

○鍋島国務大臣 宇宙開発につきましては、大きな方針をいたしましたのは、先ほどから申し上げておるとおりでございますが、いまの御議論のようにな、まだ基礎はつきりしていませんし、また、その後におきますいわゆる月ロケットあるいは惑星に対する、たとえば金星に対するロケットといふような問題も、今後問題としてあることは事実でございます。したがって、大学におかれては、研究衛星を打ち上げられて、そして基礎的な研究をなさるわけでございます。一方、いま申し上げましたように、科学技術庁の大型プロジェクトとしてこれを推進していく場合は、その研究成果を十分取り入れることによって、さしあたり実用衛星といふものを打ち上げまして、そして、世界の衛星に一面おくれないうちにこの開発を行なつていく、しかも、その基礎はあくまで平和利用であり、その平和利用の面から絶対に逸脱しないといふ基本方針のもとにこれを進めていく。いま言われましたように、確かにまだ未知の分野がたぐさんございします。たとえば、基礎的な研究の面においても多くの未知の分野があり、現在世界の学者が研究中であることは、私も浅学ではございしますが承知いたしております。また、さらに、軍事利用と相重なつた面に、あるいは軍事利用の中から、平和利用の成果があらわれる面があるいはあるかわかりませんが、しかし、しかしその点はその点として、私たちの宇宙開発における基本的な態度は、あくまで平和利用であることと、基礎的な研究をあくまで進めていく。しかしながら、さしあたりの目標としては、少なくとも実用衛星にしようとしてこれを開発し、しかも、自主的にこれを進めていくという方向にいくのがほんとうではなからうかといふふりに考えております。

○石川委員 衛星を飛ばすことだけに重点を置いていくという気持ちもわからぬことはありませんが、インテルサットの条約が本協定になるというふうなことでありますから、それはわれわれとしてわかるのですけれども、そういうふうな急ぐのは何が目的だといふことを明確にしろといひたい。明確にしないで、ただそれだけに当てるということでは、宇宙開発の本義というものが非常に誤解されるという点をひとつしつかり肝に銘じてもらいたいと思ひます。

それで、その一つの関連事項として申し上げたいのは、ロケットを打ち上げないでも、開発する

ことがたくさんあるわけですね。電波なりあるいは光波なりを飛ばしあるいは単純な形では望遠鏡と関連をさせて研究を進めていくというふうなこともある、これはロケットを上げないでやる宇宙の研究開発のうちに入ると思ふのです。これは一体宇宙開発委員会の中の分野に入りますか、入りませんか。

○梅澤政府委員 ただいまの範囲の問題でございしますが、これはロケットを打ち上げて、追跡と観測が人工衛星に關係してまいりますその分野としては入りますが、それでない場合のところとしては入っておりません。

○石川委員 実はそれは非常に疑問だと思ふのですよ。だから、ロケットを打ち上げることだけに重点を置かれておるよう思うが、宇宙開発というものは、地上でもって研究するものが相当大きなものが伴わなければならぬ。飛ばすんだといつても、それは電波を飛ばし、それを受信して、地上の観測というものが絶えずついで歩いておるわけですね。そういうものが伴わないで、ロケットのほうにだけ力を入れる宇宙開発というものの意義が、どうも国威宣揚型というふうな感じがしてしかたがない。もちろんこれは、人工衛星を飛ばすことによつていろいろな面が開発されるという効果を否定するわけではございませんけれども、いまのように、とにかく人工衛星を飛ばすのだというだけで、そういうふうな、地球あるいは地磁気の観測とかあるいは宇宙空間のいろいろな研究開発というもののについて、それを全然除外するのだというふうなことになる、私が心配したように、何か人工衛星を飛ばすことにだけ目的が集中してしまふ。もちろんその意義を否定するわけではございませんけれども、これは目的といふものがぼかされて、何かロケットを飛ばす技術だけに焦点がしぼられておるというふうな感じがいたします。これは三木さんの質問の過程でちょっと疑問に感じたものですから、一言申し上げて、この点はあらためてまた皆さま方と質疑応答をし

たいと思ひます。一言申し上げておきます。

○鍋島国務大臣 ただいまの御質問でございしますが、ロケットを飛ばすだけに集中いたすつもりはございません。ロケットはやはり一つの手段だと考えます。したがって、実用衛星を打ち上げるにもロケットが必要でございしますから、それに伴う一つの手段として段階的に研究を進めていくというふうな考えでおるわけで、他に利用しようというふうな意図は全然ございしませんので、どうぞひとつその点は……。

○三木委員 時間がたつておりますから、そこで大臣、私が最初に申し上げたように、国威宣揚型か、あるいは純粋に宇宙科学の研究か、あるいは実用衛星の開発か、こういうふうにお聞きしておいたわけでありまして、大臣はその研究のほうも当然入るべきだといふような解釈をされておるようにも思ひますので、この次にまた、水曜日の午後一時からあるそうですから、そのときには、もう参議院の総括質問はありまじからひとつ腹を据えてわれわれの質疑に答えていただきたいと思ひます。

きよりは大臣の時間がありならぬようでありまして、大臣に対する質疑はこの程度にしたいと思ひます。

あと事務当局に一つ聞きたいと思ひますが、質問要旨にも書いておきましたように一九六六年の秋、経済協力開発機構、OECDの科学政策委員会から「日本の科学政策に対する検討調査報告書」が出されておるわけでありまして、読む必要はないかと思ひますけれども、質疑の都合がありますので、大体読んでみて、その中から問題点を拾つて申し上げたいと思ひます。「原子力委員会、放射線審議会、宇宙開発審議会および海洋科学技術審議会」は法的地位はだいたい同じであるにもかかわらず、原子力委員会のような強力な実施権限のあるものから、純粋に助言の立場にすぎないものまである、「政府が助言手段を広い範囲で利用する必要があることは明らかであるが、能力と信望を有する委員と恒久的機能を持つハイレベルの機

関が審議だけに努力を費やして任務を終るべきでない。」「こういふように報告書を出しておるわけでありまして。これはいまの大臣の答弁とも関連があるし、この法案とも非常に関連があるもので、この勧告をどういふように把握されるか、ぜひ聞いておきたいと思ひます。これは大臣にお聞きするものがほんとうだと思ひますけれども、しかし、大臣がおられますから、かわつてひとつ局長からお答えをいただきたいと思ひます。

○梅澤政府委員 私はいまのコンフロンテーションに出させていたわけでございますが、そのときに、いまの日本の現状からいいますと、審議会あるいは委員会あるいは予算の問題等について、制度としては非常に世界と匹敵するくらいにいろいろな制度をしてゐる。しかし、その運用の点について、ことに経費の問題については弱いし、あるいは委員会その他についても運用の問題として相当差があるという感覚から、その報告が出てゐるわけでございます。これを向こうの人が初め数人來りましてやられましたときに、やはり原子力委員会というものは、八条機関ではあるが、行政委員会的なセンスをある程度持つてゐる。宇宙審議会についてはどうしてそうしないのかという議論から出ておりました、いわば原子力委員会も八条機関である。八条機関としての審議のやり方、運用面において、そのところに原子力委員会は法的にも相当強く書かれておりますし、審議会のほうは審議調査するという形で、意見を聞いて、その意見を政府として取り上げるというところは取り上げるという程度で、そこに勘案の差があるといふことで、その点については今後のわれわれのほうの制度の改正その他のときに十分考えていきたいといふことで、その会議は終わつております。

○三木委員 これを忠実に読み、あるいは忠実にその報告書といふものに対して国なり政府が実施をしていこうといふことになりまして、今日こういふような委員会設置法案が出てこないと思

うのです。勘ぐつた言い方をして申しわけないですけれども、どうも政府としては権限のあまりない審議会をつくつてあるいは委員会をつくつて、政府の思うままに動かせる、ことによると、その審議会とか委員会とかが答申したものを無視して進んでもかたえない、こういふような考えがあるのではないかしらと思ふのです。したがつて、三十七年五月十一日の一号答申を見ますと、明らかに第三章に「わが国の宇宙開発の基本原則」といふものが三十七年に勧告されておるわけですから、「わが国の宇宙開発は、平和の目的に限り、次の基本原則の下に行ふものとする。(1)自主性を尊重すること。(2)公開を原則とすること。(3)国際協力を重視すること。」「こういふことがあげられておる。これは、総理が答申を受けておられるわけでありまして。その総理の意向を受けて、科学技術庁が、この答申を受けてやるべきことは、この基本原則をどういふうまいにか生かして、いままでに出しておかなければいけないか。この意味合いからいけば、基本法をつくるべきだったと思ふのです。それに実施機関をさらにつくつていく。宇宙開発審議会といふものがあるのに、それをもう一べん改組して、委員会をつくつて、その委員会を、原子力委員会のように力のあるものにするといふならわかるのですけれども、そうでない。これはあとで申し上げたいと思ひますが、そうして考えてみますと、審議会を今度解消して委員会をつくりまして、しよせんは政府の隠れみの、こういふ委員会をつくらうという意図があったのではないか。一体その考え方は那邊にあったか。自民党の政調会の宇宙開発特別委員会が四十二年の七月二十日に出してありますものを読みまして、やはりこういふ委員会には、ある程度力の強いものでなければならぬ。そうして「性格及び権限は原子力委員会に準ずる。」「自民党でもそういふおる。審議会でもそういふことを指向しておる。しかも、基本法に当たる「平和の目的、自主、公開、国際協力」といふことをはつきりうたつておるのでありますから、なぜ、この審議会の

意見を尊重されないのか。私はどうも合点がいかない。そして、出てきたものは、私たちは自民党の諸君とずっと検討してまいって指摘いたしたように、その委員は国会の承認を得なくてもいいような委員会にしてみたり、さらにまた、常動であるべきのを非常動にしてみたり、そのあらわれておるところ、一つ一つ、ちよつとしたところを見てみても、宇宙開発をナショナルプロジェクトとして、しかも、国民的な合意を得て、そして、強力に推進せよという審議会の意見や、私たちの考えからは、ちよつとほど遠い、後退している委員会になっておるわけであります。これは、非常に残念に思ふ。那邊にその考えがあるか、これを明らかにしていただかなかつたら、われわれとしては、この委員会設置法というものを進めることはできないわけであります。そういう後退した、単に隠れみの的な委員会だつたら、これは意味がないわけでありますから、その点、大切なポイントですから、局長のほうからひとつお答えをいただきたい。

○梅澤政府委員 私たちは、原案をつくり出す場合に、いま先生のおっしゃいました、前の審議会における答申の精神は、私たちも基本的に順守していくという形は当然考えております。ただ、いまの「平和、自主、公開」こういう点につきましては、これは宇宙開発委員会設置法でございまして、したがって、設置法として考えました場合に、設置法の中にそういう理念を入れるということが非常にむずかしいということで、設置法の精神としては、私たち当然それを頭に考えて、民主的な運営でやるための委員会であるという考え方から、当然それは入っておるという考え方で進んだわけでございます。

それから、先生のおっしゃいました国会の承認、この点につきましては、政府の今後の方針というものが一つございしますが、もう一つは、最近の例でまいりますと、宇宙開発はこれから先推進していかなければならないもので、利害関係者に直接どうのこうのということがないように、そう

いうことからいけば、学識経験者のしつかりした方にガラス張りですべてをやっていただくということでやっているのでないかということで、原案をこうしているわけでございます。

それから、内容として原子力委員会に少し劣っているといういまのお話でございますが、実は、これにつきましては、法律体系のつくり方その他の点から表現に食い違いが出ておりますが、その点は、実体として、原子力委員会に劣らないような強力なものにするという精神で進んでおります。ただ、法律体系をつくり出すのに、二十九年、三十年ごろでございましたか、そのころ、現在になりましたときの問題点と、もう一つは、宇宙そのものの発展のしかたの現状と、原子力委員会の当時の行き方というものの食い違いのところに考慮がございまして、その点の表現で、一部そういう点が出てくる感じがありますが、私たちは、その点ではできるだけやはり宇宙の強力な推進体制をとっていかねばならないということで、その点は十分加味した考え方でつくっているように自分としては考えております。

○三木(喜)委員 それは違ふのじゃないですか、そういう点はもう少しすると答えていただかなかつたらいけないのではないかと申すのです。

それでは、一つ一つ分けて申し上げましょう。三十七年に、答申第一号が出ておりますね。その中で「平和目的に限り、自主、公開、国際協力」ということを審議会としては、うたわれておるわけです。この中にそういうことが盛れないことはわかり切っておりますけれども、盛れたら私たちが盛つていただきたいと思ひましたけれども、これは、あなた方や自民党でも盛れないというのですから、それは認めましょう。そうしますと、基本法を当然先にいさなければならぬわけですね。なぜ出さなかつたかという、こういう論議になつてくると思うので、この中に盛れなかつたということを私たちは言っておるのではないのです。それが一つ。

それから、私たちはこれを強力なものにしたい、こうおっしゃっておるけれども、あなた方の意向はわかりませうけれども、出てきておるものは強力なものじゃないじゃないですか。これは何回も指摘しておるのとおりです。たとえば、原子力委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織するでしょう。これは四人でしょう。人も少ない。それから「内閣総理大臣は、委員会から前条第一項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならぬ」ということになっておりますけれども、原子力委員会の場合には「決定の尊重」ということになっておる。それから常勤、非常勤があるでしょう。国会の承認を得なくてもいいというところがあつて、さういふところに非常にスケールが小さくなつてしまつておるが、あなた方が、これは原子力委員会に負けない強力なものにしたいという意図はわかつておるが、出てきておるものは、形の上で目に見えるものとしてはこんなに弱いものになつておる。これでも委員会を強いのにしたといふことを言われるならば、これは強弁にすぎぬと思うのです。なぜこんなことになつたのかというのを私は言っているのです。あなた方の意図はさうでないかもしれせんけれども、食い違つてしまつておる。だから、二つの質問に答えていただきたいと思う。原子力基本法と同じように宇宙開発基本法を事務局として――私は総理にも聞きたいと思つておりますが、なぜ出さなかつたか。出す機会があつたし、その答申も受けておるじゃないですか。この原因はどこにあつたか。自民党がやらなかつたのか、あるいは総理に理解がなかつたのか、その辺をわれわれは知りた

てわれわれは踏み切れないということで、さしあたりどうしてもこの委員会を設置していただきたい、一歩前進して宇宙の開発をさせていただきたいということに主眼を置きましたので、実は基本法が検討中ながら先に置かれたというふうなわけでございます。

○三木(喜)委員 それならわかります。それから、その権限がなぜこんな小さいものになつたのですか。

○梅澤政府委員 いまの権限の問題でございしますが、実は、宇宙開発委員会の設置法と原子力委員会の設置法とをあわせて考えました場合に、実際に原子力委員会のほうはまだ白紙の状態のときに、将来の、しかも利用の問題まで全部入れまして、そしてまた、安全の問題その他いろいろ規制する問題もございします。そういう関係から非常に広い意味で、白紙の状態のところにつくつたわけでございます。そういう関係から見ますと、宇宙開発委員会のほうは、今度は各省のほうがある程度宇宙の開発を進めております。その宇宙の開発を進めております各省とわれわれのほうと一元化した体制を進めていくというところの勘案から、こういうふうな表現になつたと思ふのでございします。それで、いまの審議し、決定しという問題のところでは、私たちのほうは、前の原子力委員会法でいいますと、決定するだけでございしますが、法律体系として考えました場合に、単にその決定を出すのかというところで、このところでも内閣総理大臣にその決定したものを示していくのだということも明記して、その点をこでつくりさせたわけでございます。それで、それがついたがためにこの委員会の決定というものが弱くなつたというふうに説まれる形というものがございしますが、それをうしろのほうでやはり総理が尊重するという点で、この点は、実体的には原子力委員会と同じではないかという考え方をとっております。それから、委員の数が四名では少ないというおっしゃり方でございますが、これにつきましては

では、あまり多数でやるという事は、非常中に統一にはつきりしない、少ない人数のほうがりやしやすいのじゃないかという点が一つ、それから、そのかわりにこれに参考というものが設けてありまして、その参考のほうに自分たちの知りたところを四人の先生方が聞いていたでございまして、少数でそれを決定していくという形のほうがいいということで、さしあたり四人という数字をとったわけでございます。

それからあと、原子力委員会と違いますが、ここは、ここに勧告権というのが落ちておりますが、これにつきましては、原子力委員会ができましたときには、まだ科学技術庁はございせんでした。科学技術庁がその後でございまして、科学技術庁のほうに勧告権というのが入っております。したがって、現在宇宙開発委員会をつくらうとした場合には、科学技術庁の勧告権を発動すれば十分これは間に合うということで、この点をとったわけでございます。

あと、各省との共同関係でございますが、この関係につきましては、科学技術庁のほうで総括して事務の総合調整をやらせていただく。その点でございます。この宇宙は、先ほどのように、各省の行政事務とつながりやすい問題でございます。そういう点につきましては密着した形をとるという、各行政機関それぞれとのつながりの体制を見ていったほうがいい。その点を見ながら、科学技術庁が総合調整をしていくということで、この点をとったわけでございます。その点に食い違いがございまして、弱いと言われますが、私たちがこのいまの宇宙開発を一步前進して進めていくというときに、さしあたりこういう形でやらしていただくのが至当ではないかという考え方で進んだわけでございます。

○三木(喜)委員　そこをもう少し正直にひとつ言っていたらと私は思うのです。科学技術庁としては、その権限は縮小してないとおっしゃいますけれども、現実にはこの表現の面から見ましても、劣っておるように思われます。

まず、それを受けて全部関連の審議会とかあるいは省庁の見解を拾ってみますと、四十二年十二月二十日の第四号答申によりまして、こういうふうに書いてあります。委員会の性格は、「国として統一ある構想のもとに、人工衛星の打上げおよび利用による宇宙開発に關し」「利用による宇宙開発」です。基本的な計画を審議決定し、その実現を期するとともに、計画の進行途上における評価および調整を行ない、それが国の最高方針として十分に尊重されるような委員会を設けることが必要である。この原則をはつきり、それから具体的にうたっておるわけですね。これで委員会の性格ははつきりしておるわけなんです。が、「なお、委員会の委員は、原則として常勤とする。あなた方が出されたのは非常勤ですよ。常勤にせい、」委員会の事務を的確に処理し、委員会の決定に沿って必要な行政事務を速滞なく遂行するため、所要の機構を整備強化する必要がある。こういうように、委員会は常勤だということをお告げしておるわけですね。

それから科学技術庁としては、四十二年九月二十八日に委員会の性格を出しております。「宇宙開発委員会(宇宙開発審議会を廃止し、宇宙開発の實質的の最高機関として総理府に宇宙開発委員会を設ける。委員会は、次に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。ここにはつきり決定すると出されております。それが違っておるわけですね。「イ 宇宙開発の基本方針、ロ 基本計画及び毎年度の実施計画大綱の策定その他宇宙開発に關する重要な政策、ハ 関係行政機関の宇宙開発に關する事務の総合調整のうち重要なもの」「ニ、ホと統括しておるわけでありまして、ここに宇宙開発委員会というものは實質的の最高機関としての権限を持ったものにして、そうして審議し、決定する」という強い表現がとつてあるわけなんです。

それが、さきにも申しました自由民主党政調宇宙開発特別委員会が、四十二年七月二十日に「宇宙開発の最高機関として総理府に宇宙開発委員会をおく。(その性格及び権限は原子力委員会に準ずる。)」準ずるだから、国会の承認人事であったり、あるいは常勤であったり、あるいは決定するものであったりするわけですね。

こういうように、いままではこの委員会の性格が原子力委員会と比べてましてかなり強いように思えたが、急にこう弱まっておるの、一体どこにその原因があるのかというのを言っておるわけなんです。あなたの方の解釈だけで、こういう表現になつておるから通用するのだという気持ちになつておるの、はわかりませんが、それはどこにあるのか。やはり各省庁の横やりがあったのか。それなら私たちは、そのつもりで、その横やりを入れたところと話をしなければ、あなたたちと話をしておつてもどうにもならぬということになるわけですね。その原因を聞いておるわけですね。なぜこんなに弱くなったか。あなたの方の気持ちも聞いておるわけじゃないのです。ずばりその辺を言っていたらどうですか。

○梅澤政府委員　これをつくりますときにいろいろなところからの御意見その他でいろいろ状態になったのは確かでございます。それで、いまの常勤の問題につきましては、これは私たちが、最初、常勤ということでお願いしたいというのが委員会の趣旨と考へました。ただ、これは政府の方針として今後常勤というのにしないほうがいいというところが一つ、それから、その論争をやっております最中に、四人の先生を選ばうという考えから、実際には、現在常勤になつていただいた場合の俸給その他の点が民間と比べると非常に低い俸給でございます。そういう関係から、常勤になつていただいた場合には、人選をするのに非常にむずかしいところではないかというところがございまして、それから、私たちのほうは、それは、非常勤であつてどういう取り扱いをしようかというところの段階も考へました。それで、できるだけ、必ず特別職として責任を持ってやっていたことを一つ考へる、それから、責任を持つてやっていたいただきますので、相当回数を多く会議を開いていただいてきめていくという形で、予算的にそういうところの措置をして、今度の委員会設置法を出しますに際しましては、非常勤の形で適切にいくかどうか、一応これでやってみようという考え方には実は踏み切ったわけでございます。それは、政府の方針をわれわれがどう運用していくかというところから、私たちのほうがこの点を了解いたしましたして、そして一応その形でもつていってみようということで非常勤にしたわけでございます。

それから、原子力委員会に準ずるということ、で、私たちも当然準ずることを考へて進んできたわけでございますが、先ほどのように、どうも宇宙開発の問題につきましては、たとえば通信衛星については郵政、それから、科学衛星と基礎研究については文部省から大学、それから、われわれのほうでロケットの開発というところで、すでに分担をやっております。それを一元的に進めていくのがいかにうまくいくかというところの考え方が、どうしても原子力委員会が白紙の状態できたとしようときと状況が違ひまして、その点から、各省との打ち合わせでこういう形の法律になつたというのが現状でございます。

○三木(喜)委員　大体わかりましたけれども、それは、宇宙開発審議会が最後の答申を出しておる。いわゆる「国民全般の深い理解と協力のもとに、強い決意をもつて、明確な開発目標を設定し、国の事業として宇宙開発に積極的に取り組む必要がある」と、しまいを結んであるわけなんです。このうちの「国民全般の深い理解と協力」を得るといふ、いわゆる国民的合意というものが、われわれにもまだ、こんな委員会法だけでは説得力がないわけなんです、非常に不満に思っています。これは詰めていって、お互いにいいものにしていききたいと思ひますが、局長のお話では、宇宙開発が非常に必要であつて、国際的にも、あるいは国内的にも脚光を浴びてきたので、当然宇宙開発基本法をつくるべきだ、こういうことをおっしゃいましたので、私たちがその点は了とするわけ

けであります。しかし、委員会の性格については、もっと強いものにしていきたい、こういうふうに考えるわけでありませう。

文部省から見えておられますか。——文部省からおいでになっておりますから、一言だけ聞いておきたいと思つております。

宇宙開発審議会から四号答申が出される前に、文部省はこういう所見を出しておるわけでありませう。私の記憶で申し上げますと、とにかく宇宙開発委員会の性格については、まだもう少し検討する必要がある、そういうようなことを、審議会が四号答申を出す前に、文部省の意見として出しておられますね。そこで、今日、このような宇宙開発委員会設置法案というものが出てまいりました、その中にこういうような委員会の位置づけがされておるわけなんです。これについて文部省としてはどういふお考えを持っておられるか、これについて考えておられるかどうかということですね、その点をひとつ聞かしておいていただきたい。

○須田説明員 たいだい三木先生から御指摘のございました、四号答申を出す前に、文部省としまして意見を申し上げてございますが、そのうちで、宇宙開発委員会につきましては、以下のように申し上げております。

すなわち「わが国における宇宙開発の基本方針、基本計画等を審議策定するために、科学と実用の両者の計画を総合的に判断しうる機関を設けることについては異存はないが、その機関の性格、構成等については、さらに検討を要する」と考へる。なお、その機関における計画の策定に当たっては、大学側の意見が十分反映されるよう配慮すべきである。以上のことを申し上げておりますが、現段階におきまして、この宇宙開発委員会設置法案に関する文部省の考え方といたしましては、以下のように考えておるわけでございます。

宇宙開発は、御承知のように、非常に巨額の経費と多くの人材を必要とする、しかも、長期にわたる事業でございますので、国としての統一され

た構想に基づいて宇宙開発の基本方針なり基本計画を策定し、それに沿ひまして、総合的、計画的に宇宙開発を推進することが肝要であらうかと考へておりますので、このような趣旨にかんがみまして、宇宙開発委員会を設置し、宇宙開発に関する重要事項を一元的に審議しようとすることにつきましては、異存のないところでございませう。なお、具体的な計画の策定とか、あるいは経費の見積もり等に際しましては、大学の自主的な考え方が尊重されるように御配慮いただきたい、こういうふうにご考へておるわけでございます。

○三木(喜)委員 そうしますと、この委員会はいが、大学の意見が反映せなければ困る、こういうふうによつて要約できますか。

○須田説明員 前段のほうはそのとおりでございますが、具体的に開発委員会が、これから計画の策定とか、あるいは経費の見積もり等についての調整の機能が与えられておりますが、こういう際には、できる限り大学の自主性を尊重していただきたい、かように期待もし、希望も申し上げていく次第でございます。

○三木(喜)委員 運営の面ですね。

○須田説明員 はい。

○三木(喜)委員 これには、あなたもお説みになりましたように、四十二年の十月二十八日、文部省の見解として「その機関の性格、構成等については、さらに検討を要する」と考へる。なお、その機関における計画の策定に当つては、大学側の意見が十分反映されるよう配慮すべきである」といふ御答弁では、性格とか構成等については検討を要すると言われておるが、もうこれでいい、こういうお考えですね。私は、先がたからずつと書いておきますように、権限をもう少し強くして、そして国民的な合意を得られるように、国民に対しても国会に対してもよく理解を求め、その上で、各省庁の隠れみのといひますか、委員会を通したというだけの委員会にするのはいいか、あるいはもう少し強いものにするのはいいかという、このことに対して、先がたから科学技術庁の

ほうとはだいぶやりとりをやりました。その要旨は、原子力委員会ぐらいな権限を持たすべきじゃないか、こういうふうに言つておるわけですが、文部省のお考えとしてはその点はどういふお考え方ですか。

○須田説明員 私が申し上げるには非常に大きな問題でございますが、やや個人的な主観が入るかと思ひますが、意見を申し上げさせていただきます。

先ほど先生が御指摘になられました四号の答申におきましても、いまおっしゃられたと同様のことが規定してございますし、なお先ほど研究調整局長からお話もございましたように、原子力委員会に準ずる方式の委員会ということで概算要求もなされておりますし、そういうことから、文部省としまして、その考え方に反対というよりなことはございませう。なお、さようなことで考へておられますので、いま提案されておりますものが、その線からややはずれておるといふことで御指摘があつたのかとも存じますが、私どもとしましては、最初にも考へたものがそのまま提案されるほうが趣旨にも合つておりますし、適當ではなかつたかというふうにご考へてございますが、その間の事情がどういふことでお変へになつたかは、先ほど研究調整局長からお話のあつたとおりでございますし、詳しい説明については実は私どものほうでは存じないわけでございます。

○三木(喜)委員 そうすると、原子力委員会に準じたそういう委員会のほうが、最初からいふゆる審議会あたりの考えをそのまま出したほうがよかつたのじゃないかという考へ方が文部省としてはあるわけなんですね。それでこれは多少弱まつておるといふ考へ方を持つておられる、こういうふうにご考へておられるのかということ、それからもう一つは、大学側の意見が十分反映されるように配慮すべきだといふことは、どのようにして私に配慮すべきだといふことは、どのようにして私に配慮すべきだといふことは、これは十分に尊重しなければならぬ。特に東大のいままでやつてこられた研究に対する功績といふものは、やはり大切

にしなればいかぬと思つております。それをどのようにに反映したいか、その辺のお考えをひとつ聞かせておいていただきたいと思ひます。二つです。

○須田説明員 前段の、この委員会の性格につきましては、十月二十八日に提出しました文部省の文書の際には、その点が必ずしも明確でないようになつておりましたし、それはその当時の審議の経過で、原子力委員会方式の機関にしたほうがよろしいのか、あるいは多くの構成員から自由な意見がたくさん出るような、もっと人数を多くしたような機関のほうがよろしいのか、その際にもいろいろ論議のあつたところでございませうので、なお今後の検討を要する、こういうことで申し上げておるわけでございます。したがって、文部省としましては、さような考へでおつたわけでございますが、科学技術庁から出されました案が特にその線からはずれておるといふことでございませうので、私どもとしましては賛成をし、また国会提案につきまして御協力、御賛成を申し上げます。

なお、後段のほうの、大学の自主性がどういふふうにご具体的に反映するのかが問題でございますが、これは具体的に委員会が発足いたしましたし、審議が進行することに伴つて、個々具体的に申し上げるべき性質のものであらうかと思ひますので、包括的にいまこういふふうにするということとは申し上げかねると思ひますが、ただ、基本的には、大学の研究というものは、御承知のとおり、研究者の創意と自主性によつてなされるべき性質のものであらうかと思ひますので、そういった大学における研究の自主性というものが阻害されないように御配慮いただきたい、かような気持ちで申し上げておるわけでございます。

○三木(喜)委員 文部省の考へと科学技術庁の考へがそれぞれおるといふようなことで、両者言い争ひの起るような間い方をしておるわけじゃないか、私はないのです。ただ、原子力委員会のような形のものに私たちはしてもらいたいといふことで話を

いますつと詰めておるわけなんです。そこで、それでもいいのかどうかということなんです。これは初めから論議を聞いていただいております。

○須田説明員 はい。

○三木(喜)委員 四点ほど、委員会の性格として、法律案の上には出てきておるわけなんです。たとえば国会承認人事であるかどうかということ、あるいは常動であるかどうかということ、あるいは決定すること、それから人数等、原子力委員会と比べると見劣りがする、こういうことを言っておるわけなんです。そういうことになって文部省としては差しつかえないわけでありまして、その点、どうでございますか。

○須田説明員 非常にむずかしい問題でございます。私から文部省の見解として申し上げるのには実はお許しをいただきたいと思いますが、科学技術庁におきましても、当初はそのような構想で概算要求もされ、そういう構想をお持ちだったのが、諸般の事情から、一歩後退といいますが、その線からはや後退しておるように伺っておりますので、まあ万全の策ではあるいはないかもしれませんが、しかし改善の策としてはやむを得なかった措置ではなからうか、かように考えております。非常にあいまいで恐縮でございますが、私から……。

○三木(喜)委員 あなたが言えないなら、きょう来て答弁してもらおうのも当を得ないわけですから、だれか当を得た人に来てもらわねと困るですね。あなたが答えてきぬようでは、私たちがいま、自民党の諸君、それから民社、公明の皆さんと寄って、少なくとも原子力委員会ぐらいの権限を持たしてもらいたい、そういうふうに話をし、だいたい詰めておるわけなんです。質問はきょうから始まっておりますけれども、過去七回ぐらい寄って相談しておるわけなんです。文部省はこれでいいが悪いということなら、私たちが直したいと思つておるところが悪い悪いということなら、また話は別です、あなたのほうでそれが言えないということなら、言える人に来て

てもらわなければならぬと思う。その点どうですか、だれかかわつていただけますか。

○須田説明員 たいへん重要な問題であらうと思つて、課長の範囲で答えて得ませんので、たいへん恐縮でございますが、実はきょう、局長は国立大学の教養学部長会議に出かけておりました、ちよつと手を放せない状況になっておりますので、次回にお答え申し上げることを、できればお許しをいただきたいと思つて……。

○三木(喜)委員 次回にひとつそういう点について聞きたいと思つておるから、局長が審議官に来ていただくようお願いいたします。

それから、あとはまた大臣なり文部省の局長さんがおいでなときに聞きたいと思つておるから、きょうは一応この辺でおいておきたいと思つておる。

○石川委員 この際、資料をひとつ御提出願いたいのが二つばかりあります。

それは、宇宙開発委員会設置法案の審議にあたりまして、この科学技術庁関係の予算は一応わかつてはいるのですけれども、通信衛星の関係でやつてはいる分があるわけですね。それから、その他にも、文部省で調べているというか、宇宙航空研究所、そういうところでやつてはいる予算もあると思つておるのです。宇宙委員会ではそれを総括するよりな形になるかどうか、これから検討するわけですから、そういう宇宙開発関係の予算を一括した資料ですね、予算関係、これをこの委員会に出していただきたいということが一つであります。

それから宇宙開発委員会とちよつと関係が違つてございまして、阿賀野川事件がだいぶ前から問題になっております。その取りまとめ、総括の発表を科学技術庁のほうから出されておるといふことが最近の新聞に報道されておりますけれども、厚生省なり通産省なりの見解がだいぶ違つておると思つておる。これはちよつと重要な問題であると思つておる、これは新聞に発表されておる問題でありますので、調整局長の関係ではない

と思つておるけれども、ひとつこの資料もこの次の委員会に御提出を願いたい。できるだけ至急お願いしたいと思つておる。委員長、ひとつお取り計らい願いたいと思つておる。

○沖本委員長 わかりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

科学技術振興対策特別委員会議録第三号中正誤

| ペジ 段 行 |   | 誤 | 正   |
|--------|---|---|-----|
| 三      | 一 | 末 | 倍化  |
| 三      | 三 | 末 | 現段  |
| 五      | 二 | 三 | 助える |
| 六      | 三 | 三 | 堀さく |
| 七      | 一 | 六 | 思   |
| 七      | 一 | 八 | 石炭  |

同 第四号中正誤

| ペジ 段 行 |   | 誤 | 正   |
|--------|---|---|-----|
| 九      | 三 | 七 | 原子力 |

同 第五号中正誤

| ペジ 段 行 |   | 誤 | 正    |
|--------|---|---|------|
| 三      | 四 | 六 | 〇雪   |
| 五      | 四 | 八 | 次第で  |
| 七      | 一 | 八 | 積め   |
| 九      | 三 | 末 | 埋め立て |
| 二      | 二 | 末 | 連系   |
| 三      | 一 | 五 | 入力   |

同 第六号中正誤

| ペジ 段 行 |   | 誤 | 正     |
|--------|---|---|-------|
| 四      | 四 | 九 | 血造    |
| 五      | 四 | 末 | 学会    |
| 六      | 四 | 末 | 最小    |
| 七      | 三 | 末 | T T M |
| 八      | 三 | 末 | T T M |
| 九      | 三 | 末 | T T M |
| 二      | 二 | 三 | ふえるてい |
| 二      | 二 | 三 | 喜多村   |
| 三      | 二 | 末 | ところでお |
| 三      | 一 | 三 | サルチル酸 |
| 三      | 三 | 末 | サルチル酸 |
| 三      | 三 | 末 | ソルビル酸 |
| 三      | 三 | 末 | 危険は   |

同 第七号中正誤

| ペジ 段 行 |   | 誤 | 正      |
|--------|---|---|--------|
| 五      | 一 | 末 | 五千万    |
| 五      | 二 | 二 | 五千万    |
| 五      | 二 | 三 | 燃料     |
| 五      | 二 | 三 | 未調整    |
| 八      | 三 | 二 | 一五万    |
| 九      | 二 | 二 | 生先     |
| 九      | 二 | 三 | ダイナポット |
| 九      | 三 | 三 | ありす    |

昭和四十三年四月十九日印刷

昭和四十三年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局